

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公開番号】特開2012-11765(P2012-11765A)

【公開日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-003

【出願番号】特願2010-204975(P2010-204975)

【国際特許分類】

B 42 F 1/02 (2006.01)

【F I】

B 42 F 1/02 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月31日(2013.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

弹性を有する板部材を屈曲又は湾曲させて、シートの表面を保持する第1の挟持部(20)と、裏面を保持する第2の挟持部(30, 130)と、前記シートの端部を当接させる背面部(10)と、を設けたクリップ(1)において、

前記第1の挟持部(20)を、内向きに凸部(21)を有する湾曲面で構成することで、シートが挿入される先端部から中央に向かう湾曲状のガイド面(22)が形成されると共に、前記シートが挿入された際の弹性変形によって該シートを前記凸部(21)の後部(21a)において押圧保持するように構成したことを特徴とするクリップ。

【請求項2】

前記第2の挟持部(30)もまた、内向きに凸部(31)を有する湾曲面で構成することで、シートが挿入される先端部から中央に向かう湾曲状のガイド面(32)が形成されると共に、前記シートが挿入された際の弹性変形によって、該シートを前記凸部(31)の後部(31a)において押圧保持するようにしたことを特徴とする請求項1に記載のクリップ。

【請求項3】

前記凸部(21)の後部(21a, 31a)から外側に向けて、前記シートが引き抜かれるのをガイドする引き抜きガイド面(23, 33)を設けたことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のクリップ。

【請求項4】

弹性部材からなる板部材の長手方向中央部(10, 110)の側方に、幅方向側縁から長手方向端縁に向けた切込み(K, K)を設け、

該切込み(K, K)から前記長手方向端縁に向けての領域を、シートを押圧保持するための挟持部(20)とし、該挟持部(20)から前記中央部(10, 110)に連続する連結部(24)を外側が凸状になるように湾曲すると共に、

前記挟持部(20)を内側が凸状になるように湾曲させ、該湾曲によって形成された凸部(21)を対面する板面(30, 130)に圧接させたことを特徴とするクリップの製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するために、本発明に係るクリップは、弾性を有する板部材を屈曲又は湾曲させて、シートの表面を保持する第1の挟持部と、裏面を保持する第2の挟持部と、前記シートの端部を当接させる背部と、を設けたクリップにおいて、前記第1の挟持部を、内向きに凸部を有する湾曲面で構成することで、シートが挿入される先端部から中央に向かう湾曲状のガイド面が形成されると共に、前記シートが挿入された際の弾性変形によって該シートを前記凸部の後部において押圧保持するように構成したことを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

この場合、前記第2の挟持部もまた、内向きに凸部を有する湾曲面で構成することで、シートが挿入される先端部から中央に向かう湾曲状のガイド面が形成されると共に、前記シートが挿入された際の弾性変形によって、該シートを前記凸部の後部において押圧保持するようにしてもよい。

また、前記凸部の後部から外側に向けて、前記シートが引き抜かれるのをガイドする引き抜きガイド面を設けてもよい。_____

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明に係るクリップの製造方法は、弾性部材からなる板部材の長手方向中央部の側方に、幅方向側縁から長手方向端縁に向けた切込みを設け、該切込みから前記長手方向端縁に向けての領域をシートを押圧保持するための挟持部とし、該挟持部から前記中央部に連続する連結部を外側が凸状になるように湾曲すると共に、前記挟持部を内側が凸状になるように湾曲させ、該湾曲によって形成された凸部を、対面する板面に圧接させることを特徴とする。_____

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項2に係るクリップは、シートの裏面を保持する第2の挟持部もまた、内向きに凸部を有する湾曲面で構成したので、シートの表裏面において一層強固に保持することができる。

請求項3に係るクリップは、凸部の後部から外側に向けて、引き抜きガイド面を設けたので、クリップを取り外す際にシートが傷つけられるのを防止できる。_____

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0012】**

請求項4に係るクリップの製造方法は、弹性部材からなる板部材の長手方向中央部の側方に、幅方向側縁から長手方向端縁に向けた切込みを設け、その切込みによって、シートの挟持部と背面部との連結部を形成したので、その連結部を外側が凸状になるように湾曲すると共に、前記長手方向端縁に向けての領域を内側が凸状になるように湾曲することで、シートが挿入される先端部から中央に向かう湾曲状のガイド面を有し、シートが挿入された際の弹性変形によって凸部の後部において、シートを強固に押圧保持することが可能なクリップを容易に製造することができる。_____